

したる爲め自然交渉迴避するに至れり。

二、慰護の概要

右に依り一方交渉の結果を結ちつゝありたる小作人等は當初其數六十餘名に過ぎずがしが時間過の經過と共に三々五々集合し夜に入るや其數三百名に達し前方某地に篝火を焚き相當氣勢を擣けつゝありたるも幹部の眞意に依り何等不體の挾撻をかまひしか交渉の余りに進むせざる爲め遂に業を終し且つ折柄の堅氣に飲酒するもの生じ遂に端主宅裏孺子用に拉石して之を説教するに至り形勢に急變したるを以て歸納後藤寺着員（廿耳名）に於て解散を命じ其の眞意に努めたるもの之に應ぜず金員は萬歳を叫び組合歌を吟唱し多數を持みて取締諭官の制止を肯かず遂には暴動化し鳴鑼と共に遠地の内側なる細路より端主宅裏孺子及諭警官に對して燃に投石を開始し或は焚火用の剣本を投げる等暴舉の風りを呈し諭警官の眞諭も遂に力及はず端主宅の孺子

法人協調會福岡出張所

此は附上階下共に大沙汰され取締諭官中の眞島巡査外大名は
朝西腹部丸の他に治療日數五日及至二十日間を要する並輕傷者
を出したる爲急報により所轄後藤寺着より更に五十名を現揚に
急派したり、然して人員手薄と夜間の爲め當時直に被暴隊に居
するは被暴も因縁のふをらず却つて本廟を擴大暴化せしむる
の虞ありしを以て事態平靜を俟ち翌朝未明に一齊檢舉の方針を
據て一齊解散を命じて暴舉する儀に放任したるに午後十一時半
に既り全部現揚より解散せり。

二、審査に対する管轄措置

然して翌九日午前六時半を期し小作人部落を一斉に襲ひ主謀
者全農金川支部長兼原善太郎外六十三名を検舉取調に着手した
るが事後退化歸土の眞味に於て比候的關係諭官眞島竹市外二十
名は同村諭請本又至關外七名を身元保證人として即日一齊解